

# 防府市みまもりＳＯＳネットワーク事業実施要綱

平成27年4月1日制定

## (目的)

第1条 この要綱は、行方不明になるおそれのある認知症高齢者等（以下「認知症高齢者等」という）の日常的な見守り体制を整備するとともに、認知症高齢者等が行方不明になった時の早期発見・保護の仕組みを構築するため防府市みまもりＳＯＳネットワーク事業を実施し、もって認知症高齢者等の安全確保及びその家族への支援を図ることを目的とする。

## (実施主体)

第2条 防府市みまもりＳＯＳネットワーク事業（以下「事業」という。）の実施主体は、防府市（以下「市」という。）とする。

## (事業内容)

第3条 事業の内容は次のとおりとする。

- (1) 認知症高齢者等の家族等の申請に基づく事前登録
- (2) 認知症高齢者等の把握
- (3) 協力事業所及び協力者の登録
- (4) 協力事業所及び協力者の連絡及び支援体制の構築
- (5) 事業の周知及び普及啓発

## (事業対象者)

第4条 事業の対象者は、市内に居住し、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 65歳以上の高齢者で、認知症等により行方不明になる可能性がある者
- (2) 65歳未満の者で、若年性認知症により行方不明になる可能性がある者
- (3) その他市長が特に必要と認めた者

## (事前登録)

第5条 事業の対象者として事業を利用しようとする者（以下「事業利用者」という。）の家族等は、事前に防府市みまもりＳＯＳネット

ワーク登録・変更申請書兼台帳（第1号様式）の同意者署名欄に署名の上、市に提出するものとする。

2 市は、前項に規定する申請書が提出されたときは、事業利用者として登録した後、速やかに防府警察署及び担当圏域の地域包括支援センターに当該申請書の写しを提供するものとする。

3 事業利用者は、第1項に規定する申請書の内容に変更が生じたときは、防府市みまもりSOSネットワーク登録・変更申請書兼台帳（第1号様式）により、速やかに市に届け出るものとする。

（みまもりステッカーの交付）

第6条 市は、前条の事業利用者に対し、みまもりステッカーを交付するものとする。

（廃止）

第7条 事業利用者が、市外転出、施設入所、死亡等により事前登録の必要がなくなった場合には、防府市みまもりSOSネットワーク事業登録廃止届（第4号様式）により、速やかに市に廃止を届け出るものとする。

（協力事業所及び協力者の登録）

第8条 事業所が事業に協力しようとするときは、防府市みまもりSOSネットワーク登録事業所等届出書（第2号様式）を、また市民が事業に協力しようとするときは、防府市みまもりSOSネットワーク登録届出書（第3号様式）を市へ提出し、市は登録するものとする。

2 前項の規定によるほか、防府市メールサービスの「防犯」に登録することにより、協力事業所及び協力者として登録することができるものとする。

（行方不明時の対応）

第9条 認知症高齢者等が行方不明になった場合の対応は、次に掲げるとおりとする。

(1) 認知症高齢者等の家族等は、当該認知症高齢者等が行方不明であることが明らかになった場合には、速やかに防府警察署に届け

出るものとする。

- (2) 未登録者等について、関係機関から協力要請があった場合は、事業利用者と同様に対応できるものとする。
- (3) 防府警察署は、市から提供された申請書の写しを確認し認知症高齢者等の情報をもとに捜索活動を行うとともに、市に対して情報提供を行うものとする。
- (4) 市は、防府警察署から提供された情報に基づき、協力事業所及び協力者に対し、防府市メールサービスにより、行方不明の認知症高齢者等の情報提供を行うものとする。
- (5) 協力事業所及び協力者は、日常生活に支障のない範囲で、行方不明の認知症高齢者等の発見に協力するものとし、発見した場合には、速やかに防府警察署へ連絡するものとする。
- (6) 市は、防府警察署から、行方不明の認知症高齢者等が発見された旨の連絡を受けたときは、協力事業所及び協力者に対し、防府市メールサービスにより、情報提供を行うものとする。

(隣接市町及びその他市町との捜索協力)

第10条 市は、必要があるときは、山口県における認知症高齢者等行方不明時の広域連絡調整事務要領（平成30年2月20日施行）に基づき、隣接市町及びその他市町と捜索の協力をを行うものとする。

(個人情報の取り扱い)

第11条 個人情報は、防府市個人情報保護条例（平成15年条例第19号）の規定に基づき、プライバシー保護の観点から特に慎重に取り扱うものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

#### 附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。